

2010年度調査研究活動実績報告書

民主党・県民クラブ 坂本 茂雄

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は以下のとおりである。

1 買い物難民と生活交通について調査研究（別紙①）

2 南海地震対策についての調査研究（別紙②）（政務調査費は充当せず）

- ①防災対策に女性の視点を取り入れるための調査研究。
- ②BCP策定のための研修参加。
- ③高知市における長期浸水地域対策について調査研究。

3 図書館行政についての調査研究（別紙③）（政務調査費は充当せず）

- ①図書館行政についての聞き取り調査や講演会の聴講など。
- ②新図書館基本構想検討委員会をほぼ全て傍聴し、議案審査に反映。

4 引きこもりについての調査研究（別紙④）（政務調査費は充当せず）

全国ひきこもり KHJ 親の会高知県支部の会の月例会や講演会などで、引きこもりの実態と支援のあり方について調査研究。

5 自殺予防、アルコール依存症についての調査研究（別紙⑤）（政務調査費は充当せず）

アルコール依存症については、酒害サマースクールを聴講、自殺予防対策についても講演会の聴講やNPOとの連携を図る。

6 児童虐待予防についての調査研究（別紙⑥）（政務調査費は充当せず）

虐待予防研修の重要性、講演会などに参加。

7 歩行者・自転車・車の安全共存社会についての調査研究（別紙⑦）

宇都宮市の「自転車のまち推進計画」についての視察調査及び第4回自転車セミナーにおいて毎日新聞馬場直子記者の「相次ぐ高額賠償 自転車事故を巡る日本の現状」についての講演を聴き、定例会質問に反映。

8 インクルーシブ教育などに特別支援教育のあり方についての調査研究。

大阪の自立支援推進校である府立阿武野高校を視察調査し、定例会質問に反映。

9 社会的事業所制度についての調査研究。

滋賀県の社会的事業所における「ともに働く」という理念について視察調査し、定例会質問に反映。

10 男女共同参画社会についての調査研究

別紙①

買物難民と生活交通について

「生活交通を地域が担う・保障する～買物支援のソフトインフラ確保方策」について、8月24日～25日にかけて開催された地域科学研究会の研修会を軸に「買物難民をつくらない交通体系、まちづくり」などについて学んできました。

経済産業省の研究会報告では全国で約600万人に上るとの推計がされている「買物難民」をキーワードにして見えてくる交通体系のあり方やまちづくり商店街のあり方などについて様々な視点や実践例からの提言や報告がされて随分と参考になりました。



初日は「買物難民」の著者である杉田聡帯広畜産大学教授から「買物難民の実態と対応策」と題して、①都市の変貌（商店街の衰退）と買物難民の出現②買物難民が出現した背景：何が都市の変貌を招いたか③買物難民はどう生きるか：どのような条件で高齢者は買物難民となるか④今後の課題－われわれは何をなすべきかを軸に全国の実態からの課題を浮き彫りにしていただきました。

その後は、福岡市住宅都市局都市計画部三角正文交通計画課長から、「福岡市の生活交通を巡る動きと『生活交通条例』制定のとりくみ」と題して、福岡市の交通特性や福岡市における生活交通確保の取組みと課題、条例制定の背景、地域の主体的な取組みと行政の役割・支援の考え方など交通基本法に先駆けた取り組み事例が報告されました。

今年の3月29日に公布された福岡市の「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」は、市民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ために必要な移動を保障する「移動権」の理念を明文化した条例で、特徴として、「行政の役割と責任の明示」、「生活交通の確保策を市民が提案・参画する権利の明示」、「住民、行政、事業者の3者の協働の推進」、「公共交通空白地・不便地、特別対策区域の設定」などが挙げられており、この条例に基き、交通事業者任せであった生活交通確保を、福岡市が主体となって推進していくこととなります。

二日目の第一講義は、「経済産業省「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」報告と各地の買物支援策」と題して、この報告を取りまとめた「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」座長を務められた上原征彦明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授から、①流通業をめぐる環境の変化：「集客型」から「接客型」へ、IT技術の普及など②様々な買物支援策：ネットスーパー、交通手段の確保、企業の地域社会への貢献など③新しい官民連携への提言：地方自治体、民間事業者、地域の非営利団体、国の取組などについての報告がされました。「買い物環境の改善」や「流通業の外部効果」など提言されたことが、どのように自治体で受け入れられていくのか課題となってくると思われます。

第二講義は東京・小平市の「住民との協働で"地域の足"確保に挑戦する小平市コミュニティタクシー」の報告が、滝澤清児小平市都市開発部公共交通担当参事、小平市大沼町・花小金井地域コミュニティタクシーを考える会の富田早苗さん、小平市小川・栄町コミュニティバスの会渡辺進さんからされました。小平市の交通施策の特徴は、コミュニティバス「にじバス」の運行、総合的な交通体系のあり方検討などコミュニティタクシー事業のスタートにあたって、住民参画による実証運行方式が取り入れられている点で、その後の改善課題についても住民の声を取り入れながら、地域特性に合わせたコミュニティタクシーづくりをしている点です。市民の方のお話を聞いていても、自らが考え・汗を流していることがよく分かり参考となる事例だと感じました。

第三講義は北九州市で（株）光タクシーを運営されている石橋孝三社長から「地域の生活を支える『枝光やまさか乗合ジャンボタクシー』と商店街活性化の取組み」について、10年間の取組みで分ったことを中心に報告されました。一つは、当初はタクシーの利益を奪うのではないかという懸念があったが、必ずしもタクシーの利益を阻害しないということ。二つはコース内の商店街の全てに買物客が増えるという期待もしたが、一つの商店街に買い物客が集まり、他の商店街には影響を与えたということです。近隣地区にイオンができて一つの商店街は残しているということは取組みの成果ではないか。そして、これからの発展の方向性としては、タクシー会社のもつ24時間営業体制の利点を活かした地域貢献ができないかと検討されているようで、地域・交通事業者・行政の連携のもとに行う「おでかけ交通」に学ぶべき点は多いと感じさせられました。

第四講義は武本英之東京交通新聞編集局次長取材報道部長から「タクシーを活用した移動制約者の外出支援と交通サービス ～現状と今後の展望」について聞く中で、公共交通が今後の方向性の中で、移動の権利を誰もが有するという基本理念を持つ交通基本法が議論されている今移動の権利を保障することなしには空念仏になることを踏まえた取組みが、国、自治体で行われるような交通文化が根付かなければならないと感じました。



武本氏も言われていましたが、杉田先生の言われる「各自治体が先進的に取り組まれているが、市民が参加していない中では、展望が見えない」ということが、この課題の解決にはこれから必要になってくる課題だと思えます。買い物困難な状況、医療過疎の問題などにしてもそのことを解決する交通体系やまちづくりについて移動制約者の当事者だけでなく、全ての住民が考えていくことが必要になっているということだと感じさせられた研修でした。

別紙②

南海地震対策についての調査研究

①防災対策に女性の視点を取り入れるための調査研究



6月20日開催の講演会「災害と女性」を聴講し、正井さんの阪神淡路大震災の経験から、「障がい者」「子ども」「高齢者」「外国人」などの視点での防災は語られながら、女性の視点での防災・復興対策が無いことに気づき、直後から、自らが支援を行うとともにその必要性を訴える活動について学ばせていただきました。

震災では、男性より女性のほうが1000人多く亡くなられたこと、劣悪な住居環境で暮らしていた多くが女性であったこと、直後に解雇された非正規労働者の多くが女性であったこと、避難所で圧倒的に不安を感じていたのは女性であったこと、仕事優先の中で被災家族を顧みず、職場に出て行く男達に対して、子育ての困難と向き合う女性、そして、被災地での性暴力被害の対象になってきた女性という事実を突きつけられた話に、この「高知」ではと考えざるを得ませんでした。

「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」や「高知県南海地震対策行動計画」にも、女性に関する記述はありませんし、災害時要援護者とはの説明には「高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、災害が発生したときに特別な援護を必要とする人」とあり、妊産婦はあっても女性としての位置づけはないようです。

講師は「防災は日常から始まる。震災の時、急に福祉面が充実するわけでも、女性の人権が尊重される行政になるわけでもない。日常から、女性の人権尊重の視点が防災対策に必要である。」と言われていましたし、私自身も防災課題に取り組んでいく時に、その視点をしっかりと据えた取り組みにしていかなければと思ったところです。

②BCP策定のための研修参加



7月6日に、企業向けBCP（事業継続計画）セミナー「南海地震対策～企業は今何をすべきか～」に参加してきました。

これは、県が6月2日に締結した「高知県事業継続計画（BCP）策定推進プロジェクト」協定に基づく協働事業の一環として、南海地震などに対する事業者の防災対策として重要な取組の一つである事業継続計画（BCP）策定の必要性の普及・啓発のために開催されたものです。

2月定例会の本会議質問で南海地震対策行動計画との関係で、今後のBCP策定の支援方法について質問した経過もあり、どのようなセミナーとなっているのか関心もあり、企業関係者ではありませんが、聴講させて頂きました。

内容としては、第一部が「南海地震の被害想定とBCP策定の重要性」、第二部が「中小企業の地震BCP策定に関するポイントについて」ということで、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社ビジネスリスク事業部主席研究員青地忠浩さんによる講演が主体でした。

講師に言わせれば、BCP策定をあまり難しいと考え過ぎずに、これまでISOの認定など受けていたりしているところでは、十分に策定可能であると言われていましたが、それぐらいの気持ちで取

りかかった方が進むのではないかと思ったところです。

日頃の業務分析をしっかりと、何を優先的に守りたいのか、現実を直視し、守るために何ができるのか、しなければならないのかを「BCP基本方針の策定」「重要業務の選定」「業務プロセスの分析・被害想定」「対策・戦略検討」「BCP基本文書作成」の過程で落とし込んでいけば50人従業員規模の企業で3ヶ月ぐらいで策定できるのではとお話でした。そして、問題は作りっぱなしにせず、「対策の実施、BCMの定着化（教育・訓練）、見直し」を行いながらPDCAサイクルで回していくことです。

私としては、その策定過程に「想像力」を働かせることと「女性の視点」をしっかりと盛り込むことが必要ではないかと思いながら聴かせて頂きました。

というのは、単なる机上の「被害想定」でなく、講師も言われていた現場を見て歩く際に、想像力を働かせて見ていくことによって、しっかりと「対策・戦略検討」ができるのではないかということです。

そして、策定のメリットとして「取引先からの信頼感が高まる」「従業員の使命感が高まる」「いざというときの損失額の最小化が図れる」と言われましたが、課題として、「従業員の使命感」が優先する余りに、家庭も省みないことによる弊害や被災現場における女性故の二次被害などの問題が阪神淡路大震災後に明らかになっていますので、そのようなことを招かないためにも、「女性の視点」も大切であると思いました。

高知県南海地震対策行動計画では、平成26年度までに、医療、福祉、商工業、建設業関係等の従業員50人以上の事業者の50%以上が、BCPの策定ができるよう目標を掲げて取り込むことになっていますが、まだ緒に就いたばかりでもあるので、今回のようなセミナーが支援の一步になればと思います。

③高知市における長期浸水地域対策について調査研究

(1)7月10日、土木学会四国支部・高知県地震防災研究会の主催で高知県地震防災研究会・2010年度技術発表会が開催されましたので、参加してきました。

まず、日曜日夕方テレビ高知で放送されている「夢の扉」でも紹介された独立行政法人海洋研究開発機構リーディングプロジェクト・地震津波・防災研究プロジェクトプロジェクトリーダー金田義行氏から「南海トラフにおけるReal-time Seismology（海溝型巨大地震研究と防災対策の高度化を目指して）」と題した講演では、地震という敵の本質を知るために、観測調査を続けていることに基づいたお話は、多岐にわたっての最新情報であり、興味深く聴かせて頂きました。そして、その最新情報に基づいて何と高知市を揺らして防災シュミレーションを描き、南海地震による複合災害に備えるデータを得ていこうとしているお話には、期待せざるを得ません。そこからの早い備えの対策が講じられることが求められますし、我々もそこに全力を注いでいきたいと思ったところです。

次は、その対象をぐっと地域に絞って調査された都市開発コンサルタント(株)岡田知己氏の「高知0m地帯（下知・江の口地区）の津波避難は可能か？」の報告は、地域も地域もろに私の地元の下知を対象地区として、「下知地区で現地調査を行い、一時避難が可能と思われるビルを選び、収容可能人数を推定するとともに、避難ビルが住宅地から移動可能な場所にあるか検討」された内容の報告で、随分と参考になりました。

「調査結果に対する結論」として、「調査地区に津波が押し寄せてきた際、人数的に、位置的に、全員の一時的な緊急避難場所を確保することは概ね可能。ただし、家屋が密集する区域では何らかの対応が望まれる。また、避難時には高齢者や子どもを優先することが望まれる」としているが、

「調査の問題点」としては「避難ビルの耐震性は目視であり、避難ビルと住宅との相関まで把握していない。(どのビルにどこの家が避難するかまで特定できればもっとよい資料となる)。避難可能としたビルにはセキュリティがあり災害時に自由に入出入りできないビルが多い。昼間に地震が発生すると、調査の人数は、かなり変化することが予想される。」とのことなので、「今回の調査の問題点を踏まえ、調査の精度を上げる。日頃からの避難場所の特定・移動手段の確保や避難訓練の実施など、地域活動を積極的に行う。避難ビルの所有者と地域住民の日頃からの連帯・連携を図り、災害時の使用許可や使用方法について話し合っておく。家屋の倒壊などで、移動がかなり厳しい状況も考えられるため、高齢者や子どもは優先的に近くの避難可能場所へ移動させる仕組みを作る。そして、各家庭や地域で連携を図り、最善の方法を今のうちに作り上げておくことが最も重要である」と結論づけられていました。地域での地震対策に活用できそうな資料が頂けた幸いです。

その他に㈱第一コンサルタンツ中村和弘氏による「地震予知その2 (次の南海地震は予知できるか?)」、㈱サン土木コンサルタント和田達夫氏による「大地震が近づいている? ……最近発生した被害地震の紹介」、高知県地震防災研究会吉川正昭会長による「我が家は安全か?」の報告がされましたが、それぞれに興味深いお話しで参考になりました。

(2) 7月29日は、県主催で開催された県内市町村等の防災担当職員、高知県防災会議委員及び委員所属機関の防災担当者、高知県災害対策本部本部連絡員等対象の「津波防災講演会」に出席し、学ばせて頂きました。

今回はNHKスペシャルで4回にわたって放映された「巨大地震」のシリーズ第4回「TSUNAMI 襲来の悪夢」で紹介された高知市中心市街地の津波遡上シミュレーションを研究されている東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター長今村文彦教授ということで、期待していましたが期待通りの内容で勉強になりました。



演題は「宝永タイプ地震による津波の高精度解析—高知市周辺での地震・津波シナリオ作成に向けて—」というもので、平成20年度から文部科学省委託事業として行われている「東海・東南海・南海地震の連動性評価のための調査観測・研究」において、連動性を考慮した津波の挙動を再現し、震源域の広がりや連動条件による波高上昇への影響や、連続し繰り返す津波による市街地への影響などについて講演されました。

過去の津波被害から導かれる教訓や21年度の研究成果から予測されることなど、興味深く聞かせて頂きました。

とりわけ、市内中心部を遡上する際に生じる「縮流」「合流」による影響など、テレビ放映時の画面を再現しての説明は説得力のあるものでした。また、高知市詳細領域の水位時間波形では、私の住む地域がモデルで示され「地盤沈降しているところへの津波は引かないままに次々押し寄せるので、水位があがり続ける」と言われると分かっていたこととは言え、改めて「その対策は」と考えざるをえません。

今後の主な課題として「連動性の津波への影響」「地震動+地盤沈降+液状化+津波の複合災害の推定」「津波避難計画の支援」などを明らかにすることで、これらの研究成果を減災プランに生かしていくことが求められます。

質問の時間では、貴重な時間を拝借して「揺れに対する耐震性のある建築物の津波漂流物に対する強度の関係について」質問させて頂きましたが、「RC構造鉄筋三階建ての建築物であれば、津

波の波力には耐えうるが、漂流物については検討中」とのことでした。但し、漂流物にもよるわけで、「船舶など大きな漂流物などについては、何らかの対策が必要で、中心部に流入させない手だてが必要なのではないか」とのことでした。しかし、木造の場合はと考えたりもしますと、さまざまな「想像力」を働かせた備えも減災プランに盛り込まれなければならないと思ったところです。

(3) 1月24日には、高知市防災講演会で東北大学大学院今村文彦教授の「津波の高精度解析 最近の被害と教訓を活かして」との演題で、お話を聞かせて頂きました。昨年7月29日の「津波防災講演会」でも「宝永タイプ地震による津波の高精度解析－高知市周辺での地震・津波シナリオ作成に向けて－」というお話を聞かせて頂いていましたので、復習的な意味合いでも参考になりました。その時には、データとしてなかった新たな津波シュミレーションが示され、それで見ると下知地区は高い建物以外は全て浸水されるという状況に下知地区から参加されていた方も、改めて「何とかしちょかんといかん」という感想を述べられていました。

別紙③

図書館行政についての調査研究

①図書館行政についての聞き取り調査や講演会の聴講など。

(1) 11月17日、訪問調査した茨城県笠間市立図書館は、全国の市立図書館の未設置市3%の一つであった笠間市に04年に設置された笠間図書館と5年前の市町村合併による友部図書館、岩間図書館の三館からなっています。

人口7.9万人の笠間市では三館合計の年間貸し出し点数が140万点で笠間図書館だけでは60万点、全国平均が5点と言われる中、市民一人あたり17点と貸し出し点数の極めて多い図書館です。ちなみに、県都の水戸市立図書館6館とほぼ同様の利用状況だそうです。

笠間市立図書館のコンセプトは「普通の図書館を当たり前前に運営する。」ということで、「利用される図書館」を目指してこられたそうです。ICタグの導入による管理と利用者の利便性の確保、施設としては、広大な無柱空間の開架フロアを核としたしごく単純な動線の「図書館」らしい「図書館」となっています。

現在、友部図書館のICタグ化を緊急雇用事業で取り組まれているが、合併後の図書館システムの違いや運営面での調整の統一を図ることの困難さがあるとのこと。現在90万冊ある蔵書の違うシステム管理のものを一体的に管理するためのシステム統合などは、これまでも、第一回の基本構想検討会や先日のシンポでも懸念が指摘されていたところ。これらをはじめとして、運営面での調整に、きわめて膨大なコストがかかるのではないかとのこと。

新たな図書館をつくるためには、図書館のソフト・コンテンツなどを熟知したリーダーといい図書館をつくりたいとの思いを持った人材が結集しなければならないことも強く感じました。今のままでは、さあ「基本構想はできました」後は詳細設計なども含めて、2014年度中に完成させてくださいということだけで、県民・市民が期待する図書館はほど遠いのではないかと思います。

駐車場についてですが、開架収容点数10万点、閉架収容点数10万点という笠間図書館でも駐車場は103台確保されています。蔵書数約90万冊の鳥取県立図書館も「とりぎん文化会館」「公文書館」「図書館」の共同駐車場で、駐車台数は計341台でもとても足りないと言われているのです。将来205万冊の蔵書を抱える予定の新図書館も駐車場問題は本当に真剣に考えなければならない問題です。

また、岩間図書館は合併した旧岩間町役場の2階をリニューアルして、開架収容点数5万点を備えていますが、一時は閑散としていた旧役場ににぎわいが戻ったとのこと、この手法は県内で図書館未設置自治体のヒントになるのではないかと感じたりしたこと。しかし、これは中心商店街のにぎわいづくりに図書館を利用するというのとは少し違う気がします。

(2) 11月15日は、「高知の図書館を考える県民の会」による「高知県・高知市一体型図書館を考える」図書館シンポジウムに参加してきました。

パネラーの豊田高広さん(愛知県田原市立図書館長)、新出さん(静岡県立図書館司書)から、さまざまな課題が提起されて随分と参考になりました。きちんとまとめきることはできませんが、次のような点が今後の議論の視点として参考になりました。

- ・目指すべき図書館の先にあるどのような地域を目指すのかと見えない。そのための図書館の利用・方向性の分析が見えないままの図書館の概観の数値があるということの不思議さ。
- ・「市町村図書館の支援の充実」とは随所にあるが、その内容は明らかでない。どれだけの財政的・人的投資がされるのか、何をしたいのかハッキリしない。

- ・県立、市民のどちらにどれだけの資源配分がされるのか、そして、それは誰が判断するのか。緊密に連携するための重要な情報の共有化がはかれるのか。
 - ・お金の換算することのできないコストが大きくなることがある。これが解消しないことさえあるのではないか。このコストを支払いつつ進んでいくとき、すぐに役立つものではないからと切り捨てられるものがあるのではないか。
 - ・県立図書館の今後の役割として保存図書館的機能も欠かすことはできない。
 - ・利用者として、来館する人以外の市町村図書館の向こうにいる利用者の姿が、県立には見えていないという難しさがある。非来館者のニーズの把握なども必要。
 - ・誰の、どういうニーズに答えていくのか。ここを導き出さないと次へ進めないのではないか。一方、決定プロセスを徹底的にオープンにし透明化しておけば、立ち戻ることもできるのではないか。
 - ・運営費コストは削減できるとは思えない。職員数を増やさないとを前提としているが、利用者が増大する中では、無理なこと。
 - ・「利便性」というのは、直接来館する人にはあるかもしれないが、それも限定される。来館者ニーズによって求められる「利便性」は違う。
- いずれにしても、一体的整備をすれば克服しなければならない課題は大きすぎるという感じがします。

別紙④

引きこもりについての調査研究

① 5月23日に、「引きこもりについて考える講演会」で芹沢俊介氏のお話を聞かせていただきました。

テーマは「なぜ引きこもるのか～引きこもることの意味と価値を基本にもどって考え直す」で、内容は、少し哲学的で難解な部分もありました。しかし、芹沢さんが言われていた結論は一つで、「引きこもりの根底にあるのは、否定性で、引きこもりに対する眼差しが否定的である



ということ、これをどうしたら肯定的な眼差しに変えていけるかだ。それは、難しい事かもしれないが、現実をそのまま受け止めることであって、そこにいてくれるだけでいいと言えるようになることが、必要ではないか。」ということでした。この結論だけでは、「そうは言っても」という感じで受け止められるかもしれませんが、「否定の強度を高めない」「状態像」「『する自己』と『ある自己』」「引きこもることのプロセス。往路→滞在期→帰路において支援の仕方も違ってくる」などの課題をじっくり聴かせて頂くと、それなりに理解できますし、子どもさんが引きこもっている方にとっては、しっかりと来る内容であり、終わってからも、いい話を聴かせてもらったとの感想を述べられていました。

「引きこもる」ことについて、「否定的な眼差し」で見つめていることに気づかなければ、「引きこもるプロセスにある人」に対して「否定の強度」を高めるだけの向き合い方になっていることを自覚しなければならぬかもしれません。

この講演会を主催した全国引きこもりKHJ親の会高知県支部「やいろ鳥の会」は、月例会やポレポレ農園の運営など加えて、昨年からは、県保健衛生総合庁舎内に週一回「家族サロン」を開設しております。開設したばかりの09年度に来訪された方が延べ412名にのぼり、一回平均8.6名だったとのこと。これからは気軽に足を運んで頂き、少しリラックスしながら、「肯定的な眼差し」で、引きこもっているプロセスにある家族と向き合えるように集って頂きたいものです。

② 7月31日に県立精神保健福祉センター（ひきこもり地域支援センター）の主催で行われた「ひきこもり相談支援の実際～平成22年度ひきこもり支援に関する研修会1～」についてです。

岡山県精神科医療センターの副院長塚本千秋先生による「ひきこもり相談支援の実際～アセスメントと連携を中心に～」と題した講演では、

- 最近発表された内閣府の調査について
- 「ひきこもり」について考えるとき、論点になること
- 論点を考える前に、感じておくべき事、共有しておくべき事。
- 「ひきこもり」青年のアセスメントの二方向(健康な側面と病的な側面)
- どのようにかかわるか(かかわる人間の役割)

について、お話しがされましたが、ご家族やご本人の話を伺う際のポイントやひきこもりと関連の深い精神疾患について、また、他機関と連携して支援する際に留意していることや大事な関わり方など参考になるお話しでした。

どれが大事とか取捨選択できるようなものではありませんが、私にとって参考になったポイントは以下の点でした。

「緊急性のアセスメント」

- 深刻な自殺企図
- 精神病性と考えられる激しい行動
- 深刻な「関係の病」のいきづまり
- 同上からの「破壊的脱出行動」
- 子連れ閉じこもり(虐待)

支援

- 家族の誰かとつながる人(種々のレベルで)
- 本人とつながれる可能性のある人
- かつて彼とつながっていた人
- かつて彼とつながっていた人とつながっている人

↓

孤立防止

周辺の資源についての探索

本人支援

- もたらされる「限られた情報」で決めつけない。だが、「見立て(診断も含む)」なしでは援助は出来ない。
- 見立て→修正→見立て→修正のくり返しを続ける。
- 一番大事な見立ては「緊急性」、二番目は「つながれるポイント」、三番目は「風通し」である。
- 緊急性が高くなければ現状をねぎらい、現状維持を目標とする。
- 外来にくるまでは、あくまで相手の上俵である。慎重に行動・発言する。

「深刻な関係の病」がどのようにあらわれるのか。そして、その行き詰まりも含めて介入の度合いの強まりを感じる「緊急性のアセスメント」の目安について。また、日頃から支援する場合に日頃から家族や当事者につながることでできる可能性のある人をリサーチしておくことなど。そして、当事者に対する支援としての「一番大事な見立ては「緊急性」、二番目は「つながれるポイント」、三番目は「風通し」である。」ことなどは、納得させられることでありました。

③ 9月27日に、東部健康福祉センターで開催された全国引きこもりKHJ高知支部「やいろ鳥の会」の月例会に参加し、徳島大学境准教授の「引きこもりの心理療法」についての講演を聞かせていただきました。

さまざまな事例から、「支援する」際に留意しておかなければならないことが、丁寧に示されました。特に印象に残ったのは、当事者が「動き出そうとした時」に、どのように支援するか日頃から「動ける準備をしておく」ことで、そのためにも、家族も含めて支援する側の、このような学びの場が必要だと感じたところです。先生が強く言われた当事者本人との関係では「存在肯定に満ちた関係こそが安心できる関係で、『生きていればいい』ということ以上のことを求めなければ、気持ちには楽になれる。」という姿勢は、この間いろんなところで学んできていることに共通していると思ったところです。

④ 12月11日の「引きこもりに関する普及啓発地域講演会」では、自身が引きこもり青年を支援する「エルシテリオ」副理事長で立命館大学教授の山本耕平さんの講演「引きこもりつつ育つ～現代社会と引きこもり～」を聞かせて頂きました。

社会的な背景を引きこもりの背景としても見据え、寄り添いながら若者支援に関わってこられて



いるということで、ひきこもりを考える上で、高度経済成長期、80年代、90年代の社会と若者との関係性などについて説かれる中から、「ひきこもりながら育つことを大事にする」支援をされています。

先生は、この社会的ひきこもりを「青年期に生じる同一性獲得不全に伴う発達危機の一形態であり、その危機は、人生を規定する経済や文化・価値等の社会的背景、思春期以降の青年の発達や生活を規定する社会システム（学校・家族・地域）の変容との関わりで生じる。社会との交流を絶ち、一定の期間の自宅・自室へのひきこもりであるが、統合失調を伴わないもの」として定義されておりますが、居場所のあり方について新たな視点を提示してくれたような気がしました。



居場所とは「ひきこもる若者たちが、自らの人生と向き合い、生きる意味を確認しながら社会に参加するために不可欠な存在である仲間とともに、自身の人生の課題と向き合うことができる空間」と位置づけ、「ピアと共に育つ自己尊厳の場、居場所」「居場所自治と個の解き放ち」「参加の頻度や深さに柔軟さのある場」として運営されていくという視点は、今後の支援者の視点として必要なことだと感じたことでした。

別紙⑤

自殺予防、アルコール依存症についての調査研究

① 7月18日「第38回高知酒害サマースクール」＜酒害者と医療・行政・市民の連携を求めて＞に参加して、学ばせていただきました。

このサマースクールは下司病院に事務局を置く高知アルコール問題研究所の主催で毎年開催されているもので、今回は医療行政一般の方105名を含む302名の参加で熱心にシンポ『家族の痛みに向き合って』に耳を傾けたり、質問をしたりと盛会でした。

しかし、当事者の体験発表や家族の向き合い方を聞くにつけ、専門病院に行き着くまでの時間が相当かかり、アルコール依存症という病気であるということを受け入れるまでにさらに時間がかかるということなど、治療に向かう適切なアクセス方法の難しさに深刻な問題を感じます。

シンポジストの「海辺の杜のホスピタル」の臨床心理士の方の報告の「はじめに」の項で簡潔にまとめられていましたので、ここに掲げておきたいと思います。



●アルコール依存症は病気であるということ。●本人にも周囲にも分かりにくく、そのために治療が出来ないまま、本人だけでなく、家族全体を巻き込み、人間関係を破壊していく病気であるということ。●家族は世間体の悪い思いをしたり、将来の生活に対する不安や暴力への恐怖もあり、感情の安定を失ってしまう場合があるということ。●まず、家族はゆっくりできる時間や場所を見つけて、心と身体をほぐす必要があるということ。●正しい知識を身につけること。そうすることで今までと違った視点で、酒害者や自分自身や家族を見ることが出来るようになるということ。●回復は行きつ戻りつ、ゆっくりした流れの中で進むということ。

このことをふまえて、「回復のために必要なものは」「正しい知識とは」「家族の痛みと回復のために」それぞれがなすべきことを提言頂きました。こういった、正しい知識・理解を身につけた身近な支援があれば、「回復」への時間も少し短縮できるし、高知県断酒新生会の家族の方が言われていた「二次被害を防ぐ」ことにもなるのではないかと感じたところです。そして、私たちは行政としての支援のシステムのあり方とアルコールに依存しがちな生きづらい社会の原因を取り除いていくことを考えていきたいと思います。

アルコール依存症まではいかないが、飲酒による健康問題や社会問題を抱えた「プレアルコールック」と呼ばれる「予備軍」が増加傾向にある中、一般の方にも「酒害」について考える機会としても有意義な場です。

② 9月11日は、「高知県自殺対策シンポジウム」に参加し、学ばせていただきました。

全国的には、自殺者3万人超が12年連続、本県でも年間200人以上の方が自ら命を絶つという状況が12年連続で続き、人口10万人あたりの自殺死亡率では全国的にも高い水準で推移しており、深刻な状況になっています。

県が、このようなシンポに初めて取り組んだのは08年2月の「自死遺族支援を考えるシンポ」だったように思いますが、以来、08年9月「自殺予防シンポ in 高知」、09年9月「自殺対策

シンポ」と開催され、私もその全てに参加してきました。回を重ねる毎に広がり、課題が見つかるような気がします。

シンポでは滋賀県立精神保健福祉センター所長の辻本哲士氏と保健師の原田小夜氏から「うつ病の早期対応と自殺予防」と題した基調講演を受け、その後「いのちを支える絆づくりー気づきをつなぐためにー」というテーマで、高知県司法書士会森本朋之司法書士、高知産業保健推進センター楨本宏子基幹相談員、香南市中城由美保健師をパネリストに迎え、前述の辻本哲士滋賀県立精神保健福祉センター所長を助言者として、高知県立精神保健福祉センター山崎正雄所長のコーディネートのもと行われました。



パネリストからは、多重債務者との向き合い方、職場でうつ病に悩む方への「職域支援」のあり方、そして、地域で「生きづらさ」に悩む住民に「気づき」「つなげる」行政支援のありかたなどについて報告されました。

それぞれの報告は、高知県の現状の中でも先進的な取り組みであって、このような取り組みが地域、職域、暮らしの隅々まで広がっていくことが求められていると思います。そのためにも、山崎所長が言われたG-Pネットのような一般診療科と精神科の連携などをはじめとしたうつ病対策の本県への導入検討に期待するとともに、お互いが「気づき」「つなぐ」ためのゲートキーパー（「門番」の意味で、自殺予防において、自殺予防について理解し、身の回りの人が悩みを抱えていたり、体調が悪い様子に気がいたら、話を聞き、適切な相談機関につなぐことができる人のことを言う。）としてSOSの発信に反応できるようになっていきたいと思っています。

別紙⑥ 児童虐待予防についての調査研究

NPO法人「カンガルーの会」が朝倉のふくし交流プラザで7月31日（土）～8月1日（日）にかけて開催された「子育て研修会」について報告します。

この「心の響きあい 子育て研修会」は「甘え」と「子育て支援・虐待予防」の関係での実践報告や世界的に活躍しているメイヨ・クリニック名誉教授丸田俊彦先生の「間主観性」についてなどの話で、参加された方（延べ500人）にとっては、子どもや母親との向き合い方の参考になったのではないのでしょうか。



研修の初日は途中参加でしたが、資料では以下の報告がされております。

高知聖園ベビーホーム保育士「乳児院でのあまえ」、高知市こども支援センター保育士「保育園でのあまえ」、高知県中央児童相談所心理士「非行児とあまえ」、高知県四万十町十和医療福祉センター小児科医「超音波で胎児を見た幼児、学童の甘え」、高知県香南市役所健康対策課保健師「妊婦のあまえ」、甲府市新津小児科院長「小児科医から見たあまえ」。

ここでは、二日目に限って報告させていただくことにします。

実践例として報告された青森県弘前市の「城東こどもクリニック」の「子どもが可愛くないと言っていたお母さんへの関わりと親子の変化」などをお聞きしていると、一つの事例をとおして、母親がどのようなときに「子どもをかわいくないと思うのか」「かわいく思えないことは普通にあるのではないのか。かわいくなければならないのか」「母親のつまずきをどう聞いているのか」「子どもと母親の関係は」など、多面的に捉えながら、支援者として「今後どう向き合っていくのか」の課題などが少し明らかになったような気がしました。

そして、最後は丸田俊彦先生による「あまえと間主観性」についての講演でしたが、拍手や拍手というのは「右手が左手を叩いているのか、左手が右手を叩いているのではなく両者の関係である。」とか『客観的に見て正しい』と言っても、そう言っている人が主観的に見ていることに過ぎないのであって客観的に正しいのかどうか、「個々に主観性があり、それがぶつかり合うのが人間関係である」などということから始まり、自分自身なるほどと思っても、そう言う考え方を感性として身につけ、日常をその考え方で捉えるということはどうなのかと思うとなかなかストンと腹に落ちると言うことにはなりませんでした。

「言葉で表せない世界を言葉で表すのは難しい」だけに、その難しいことを言葉で聞いている私にはなかなか分からないが、「ダメと叱るときにも、その背景、感情などの関係性を巡る暗黙の知識を身につけて叱っている。それは言葉の理解ではない」などと言われると親と子どもの関係の中で「あまえ」にあるその背景、感情などの関係性を感じることでできる親子関係というのはきっと在るはずだと思ふし、「言葉にならない乳児の世界」を「あまえ」の中で感じることができるとも思ったりしています。

今年ドイツ・ライプツヒで開催された第12回世界乳幼児精神保健学会で紹介された「甘え」について「甘えは子どもの自主的な行動であり、信頼する養育者に依存欲求を満たせてもらおうとする行動である。子どもの依存感覚・行動を養育者が温かく受け入れれば、子どもは養育者に近親感を持ち、喜び、安心感、信頼感を感じ、情愛的絆を作る。甘えは子どもと養育者との間主観性の世界であり、養育者が甘え受容を楽しんでいる場合に、子どもは伸々と甘えることができる。子ど

もの要求が甘えで満たされると、子どもは心の安全基地、情緒的対象恒常性、基本的信頼感を確立し、甘え行動を卒業する。甘え欲求が満たされていない人は、何歳になっても、甘え欲求を満たしてくれるチャンスに意まされると、乳幼児期に逆戻りをし、受容してくれる人に甘え、心を満たそうとする。甘え行動は、日本独特なアタッチメント行動である。子どもと養育者との甘え関係を使っ
ての治療を“甘え療法”と名付けた。」と説明されています。

別紙⑦

歩行者・自転車・車の安全共存社会についての調査研究



昨年2月定例会で質問した中に、「自転車をものさしにしたまちづくり」ということで質問をしたことから、自転車のまち推進計画を策定した宇都宮市を1月27日訪問調査してきました。

宇都宮市は、市街地を中心に平坦地が広がっているなど、自転車を利用するのに適した環境を持っていることや、毎年秋には森林公園を舞台に「ジャパンカップサイクルロードレース」を開催し、全国から多くの自転車ファンが訪れているとともに、日本初の地域密着型プロロードレースチーム「宇都宮ブリッツェン」が宇都宮市を拠点に活動しています。このような自転車に関する取組や活動をさらに高め、宇都宮市の活性化につなげようということに取り組まれています。

平成15年に「自転車利用・活用基本計画」を策定し、自転車走行空間の確保や駐輪場整備などに積極的に取り組み、それらの検証を行ってきています。その上で、環境保全意識や健康志向の高まりなどから、2011年度から5年間で、市民の誰もが「自転車を“安全”に使える」「“快適”に自転車が使える」「“楽しく”自転車が使える」「“健康とエコ”に自転車が使える」ようなまちづくりを目標に掲げ、「自転車のまち宇都宮」を目指しています。

市内のあちこちで「自転車で“走れば愉快だ”宇都宮」を積極的にアピールされていますが、本県でも「自転車で走って体感“山・里・海・歴史”」のキャッチフレーズで自転車と歩行者の快適空間を確保する中で、環境先進県を目指して欲しいものです。

また、都内で開催された第4回自転車セミナーでは、毎日新聞で「銀輪の死角」などを連載されている馬場直子記者の「相次ぐ高額賠償 自転車事故を巡る日本の現状」について講演を聞かせて頂きました。

今や自転車保有台数は自動車保有台数を上回り、自転車事故が急増しています。ここ10年で対歩行者は3.7倍、自転車同士は4.4倍となり、自転車乗用中の事故死者は08年に971人でこの28年間の減少率はフランスの8割減に対して、3割減と減少幅が極めて少ない状態です。自転車事故の増加する理由として、自転車歩行車の推奨や歩道走行が一般化していることにあるのではないかとのことです。そのような中、自転車事故を巡る裁判は、これまでの自転車事故での過失相殺が「歩行者よりの存在」だったものが「自動車よりの存在」へと変わる中で、「歩道上の自転車と歩行者の事故は原則、歩行者の過失はない」という「新基準」が打ち出されるなど、高額賠償を命じる判例も多くなっています。

これらの現状を考えたとき、馬場記者が仰るように「歩行者・自転車・車が安全に共存する社会」をどのように築いていくのかと言うことが問われているのではないかと思います。多くの質疑討論がなされる中、政治の果たす役割の大きさも痛感したところです。

高知市でも、東西軸エリア活性化プランの中にもある自転車と歩行者の快適空間の創出ということが言われていますが、交通安全の面からでも当然ですが、高知市の環境民権宣言や「低炭素社会のトップ・プランナー」をめざす高知県のよくよく考えていかなければ課題だと思っていますところ

別紙⑧

インクルーシブ教育などに特別支援教育のあり方についての調査研究

昨年、2月定例会で質問した知的障がいのある生徒が地域の仲間とともに地域の普通高校で学ぶことのできるインクルーシブな教育を高知県でも目指すことができないかということについて、その先進例の一つとして念頭にあった大阪の自立支援推進校の実態を学びたいとの思いで、1月26日高槻市にある府立阿武野高校を視察調査させていただきました。

「ともに学ぶ、ともに育つ」と「自立支援」を目的とした自立支援コースの一学年三名の生徒たちと障がいのない生徒たちとの関係を築くために、入学した直後から、日々の授業や学校生活を通じて、きめ細かな取り組みがされています。授業にはピアの生徒（自立支援コースの生徒をそう呼んでいます）たちだけで受ける「学力保障」のための抽出授業（個別指導）と「ともに学ぶ」クラス授業があり、クラス授業には授業理解のサポートや個別課題での指導を必要とする「入り込み授業」などがありますが、個人の状態を常に把握して「ともに学ぶ、ともに育つ」と「自立支援」を目的とした丁寧な取り組みがされていました。（写真は音楽の授業でいわゆる「入り込み授業」と



なっており、ピアの生徒の横で音楽の先生がサポートをしています。）09年度には3名の定員に対して22名が応募するというニーズの高さに、小・中とともに地域で学んできた友達とともに、高校でも学びたいと思う生徒たちの気持ちが表れているのではないかと感じました。

昨年の2月定例会での答弁にあった、大阪と高知県教委には、財政規模の違いもあることが先行的な判断の一つとされていたことを告げると怪訝な顔をされていました。それは、「大阪だって財政的に厳しいのは一緒」と顔に書かれているようでした。結局は、「ともに学ぶ、ともに育つ」という理念を持つか持たないかの違いであるということを感じたところです。

別紙⑨ 社会的事業所制度についての調査研究

1月26日視察調査をさせていただいた滋賀県の社会的事業所では「ともに働く」という理念について学ばさせていただきました。



滋賀県の社会的事業所制度は、05年度から事業所型共同作業所の発展型として障がい者全員と雇用契約を締結し、最低賃金を保障する「社会的事業所」制度を創設したものです。

この事業所の特徴は「障がい者従業員（5人以上）全員と雇用契約を締結することが要件であり、小規模な事業主体による継続的な障がい者雇用を可能とする仕組み」「福祉的就労の枠を越え労働者性を確保した就労の場」「福祉的な支援を継続的に行い、障がい者従業員の職場定着を図る場であり、福祉と労働の中間的な取り組み」「利用者と指導者という関係ではなく、あくまで障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く『共働く』の場を具体化するモデルである」というものです。そのような社会的事業所において昨年度までで8事業所で55人の障がい者が雇用されていますが、昨年のNHK教育テレビ・福祉ネットワークで放送された「スラッシュ・レゾー」の代表米

澤大さんの案内で事業所現場6カ所の視察させて頂いた後、県庁障害者自立支援課で聞き取り調査をさせて頂きました。

そこでは知的障がいの方を含め、障がいがなくともいわゆる就労が困難とされている方などが、賃金は最低賃金を上回る時間単価で、ともに働いており、障がいのある人もない人も分けることなく働くことで、達成感を得ており、次に進んでいくことになるのではないかと感じさせられました。

県庁内の喫茶店、立命館大学の廃棄物処理、草津サービスエリアの弁当販売、イチゴ農園（写真上では、一日30組の受け入れに限定しており、休みの日には行列ができる人気ぶり。そこに働く若者は障がいのあるものの他に引きこもっていた若者も多い。）、リサイクルショップ宝島、印刷所などで働く障がいのある方たちと障がいがなくとも就労が困難な方たちがともに生き生きと働く姿に、こんな「場」を提供できる取り組みがこれから広がっていくことが期待されているのではないのでしょうか。

別紙⑩

男女共同参画社会についての調査研究

① 9月3日、高知大学准教授是永かな子先生の「私たちの目指す暮らしやすい社会」について聴講し、男女がともに「暮らしやすく、排除のない社会」を目指すために学ばせていただきました。

是永先生は、北欧福祉国家の教育制度史や福祉国家論、社会福祉制度の研究をテーマにされているとのことで、研究のためにたびたび訪れるスウェーデンの自立と共生を大事にした政策のもとで営まれている社会生活と日本の実態を比較しながら、本当に男女ともに自立した生き方をしていくということがどういうことなのかなど多岐にわたって強調されました。

特に印象に残ったことについてご報告しておきます。

- ・日本の社会制度をスウェーデンの社会制度のように変えていくことはすぐには難しいが、一人一人が考え方を変えていくことはできる。そのための気づきが必要。
- ・スウェーデンでは、生活の上での「困難性」を、個人の問題にしないで、公的な責任として引き取る。そのような「困難性」を取り除くために制度として引き取る。公的責任の明確化として個人が無理なら社会が請け負うということが福祉の特徴としても言える。
- ・個人に着目するのではなく、環境をつくるということに重点をおく。
- ・参加、家事、育児、介護の公的制度化によって雇用を創出する。公務員がそのようなことに声をあげていく。公務員が社会を変えていくことが必要。このことを意識することが公の責務でもある。
- ・今までの枠組みから抜け出る。主体的に考えていくことが求められる社会をつくる。良い社会をつくっていくために「連帯」でつながる。人権の問題として、みんなの暮らしやすい「排除のない社会」をつくっていく必要がある。

私たちが、こんな社会もあるんだということに気づき、「暮らしやすく、排除のない社会」をつくっていくために何をするのか考えていくためのメッセージを頂きましたが、まさに、こういうことが、当たり前のこととして受け入れられる社会こそが「生きやすく、働きやすく、暮らしやすい」社会なのではないかとの思いを強く感じました。

② 9月18日、ソールにおいて「女と男の平等社会へのチャンスー国連女性差別撤廃委員会の勧告を生かしてー」と題した国際女性の地位協会会長・山下泰子さんの講演を聴講しました。

女性差別撤廃条約成立30周年の昨年7月日本の条約実施状況が女性差別撤廃委員会で審議され、その結果が「総括所見」として発表されました。その「総括所見」の「懸念と勧告」には、非正規に女性が多いのは差別、両立支援が不十分、性別役割意識や婚姻の最低年齢、離婚後の女性の再婚禁止期間の差別など48項目が示されているが、これらを第三次共同参画基本計画策定の中で、誠実に対応することが求められています。

本県においても、今年度が「こうち男女共同参画プラン」改定の年であり、政府任せでなく、県自ら率先して取り組んでいくことが求められています。そんな意味からも、今が「平等社会へのチャンス」であることが、強く訴えられました。随分参考になるお話しでした。

講演の中で紹介のあった日本女性差別撤廃条約NGOネットワークの招聘で来日された国連女性差別撤廃委員会のシモノビッチ委員が、各地の講演会で、「女性差別撤廃条約が単なる宣言のよう



に思われているのは問題。条約は日本の法律の一部であり、司法や法律担当者にもっと活用してほしい」「いま世界の女性差別は、法律上は差別されていないが事実上ある差別と闘う段階にきている。法律上の差別は国の責任において変えるべきもの」などと指摘するなど、日本政府は二年以内、つまり来年までに措置内容を報告しなければならない責任を迫られていることを肝に銘じた取り組みが私たちにも迫られているのではないかと考えたところです。

③ 3月8日、「雇止めバックラッシュ裁判」解雇撤回闘争を闘い、今年1月最高裁で勝訴された女性政策研究家三井マリ子さんの講演を聴講しました。

テーマは、「女性の参画で政治と社会はこう変わる」ということで、ノルウェーがいかにして女性の参画社会をつくり、その結果で政治や社会がどう変わってきたかについて昔と今を比較しながらのお話はとても1時間あまりでは、言い尽くせないほど中身の濃い内容でした。

14世紀から20世紀初頭まで、デンマーク、スウェーデンの支配下に置かれ、第二次世界大戦中にはナチスドイツに占領されるという支配された経験を持つ国の闘いの中で、勝ち取ってきた女性参画社会には、「より質素に」「より自然に近く」「より平等に」という3つの価値感が根付き、今の「支え合いと連帯を重んじる社会、平等を大切にする社会、福祉社会を信頼する社会」が築かれていることを改めて学ばされました。